

## 「特定廃棄物の埋立処分を終了する場合の措置」の概要

以下「廃棄物処理法」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)をいう。

以下「規則」とは、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則」(平成23年環境省令第33号)をいう。

以下において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

### 1 概要

規則第26条第1項第7号及び第2項第7号イにおいて、特定廃棄物の埋立処分を終了する場合に環境大臣が定める措置を講ずることが規定されている。また、規則第26条第3項第1号及び第4項第1号において、基準適合特定廃棄物の埋立処分を終了する場合には、規則第26条第2項第7号イの例によることとされている。

本措置について、以下2のとおり考え方を整理し、以下3のとおり要件を設定することとしたい。

### 2 埋立終了時の措置の考え方

(1) 廃棄物処理法における最終処分場の埋立終了時の措置(「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の規定)に準じたものとする。

なお、特定廃棄物の埋立処分については、その濃度に応じて3種類(廃棄物処理法における遮断型相当、管理型相当、安定型相当)の処分場で処理を行えることとしており、本措置についてもそれぞれの種類に応じたものとする。

(2) 放射線障害防止のために必要な放射線の遮蔽の効力を有することとする。

原子力安全委員会の考え方<sup>1</sup>において、処理等に伴い周辺住民の受ける年間追加被ばく線量が1 mSvを超えないようにすること、また、管理期間終了後の周辺公衆の年間追加被ばく線量が10  $\mu$ Sv以下であることとされている。

<sup>1</sup>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について

(平成23年6月3日 原子力安全委員会)

### 3 特定廃棄物の埋立処分を終了する場合の措置案

#### (1) 遮断型構造の埋立地での埋立終了時の措置

次に掲げる要件を備えた覆いにより開口部を閉鎖すること

ア 一軸圧縮強度が $25\text{N/mm}^2$ 以上<sup>2</sup>で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが35センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。

<sup>2</sup>JIS A1108(コンクリートの圧縮強度試験方法)により測定

イ 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

ウ 埋め立てた特定廃棄物と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料で十分に覆われていること。

エ 地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

オ 放射線障害防止のために必要な放射線の遮蔽の効力を有すること。

#### (2) 管理型構造の埋立地での埋立終了時の措置

ア 厚さがおおむね50センチメートル以上の土壌による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。

イ 放射線障害防止のために必要な放射線の遮蔽の効力を有すること。

#### (3) 安定型構造の埋立地での埋立終了時の措置

厚さがおおむね50センチメートル以上の土壌による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。

(安定型構造の埋立地に埋め立てることができる廃棄物は、放射能濃度が $8,000\text{Bq/kg}$ 以下の廃棄物に限られる。)

### 4 今後の予定

平成25年3月中を目処に公布し、同日適用する予定。